

滋賀県建築組合 定期大会ご案内

とき：2020 年 5月 1日（金）

場所：サンヒルズ甲西

湖南市西峰町1番地1

電話：0748-75-8190

SHIGA KENCHIKU 滋賀県建築組合

全国建設労働組合総連合



令和 2 年 1月 1日

発行所

〒520-0043

大津市中央3丁目3-29

滋賀県建築組合

発行責任者 教宣部

www.shigakenchiku.jp/

令和新年を迎えて



平塚組合長年頭の挨拶



遇改善につながります。組合では申請書・資料の配布や説明を行い普及に努めます。

◎三つ目は、組織拡大運動の強化と、中長期を視野に入れた組織改編に向けた検討をしていくことです。

どうか、組合員の皆様方、諸要求の実現のため引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様方、ご家族様におかれましては、健康やかに新年をお過ごしのこととお慶び申し上げます。旧年中は、滋賀県建築組合の事業に対しましてご支援ご協力を戴きまして誠にありがとうございました。

本日は組合を代表いたしまして、年頭のご挨拶を申し上げます。今年度の組合事業の活動目標の3本柱として

◎一つ目は、全建総連第60回定期大会のスローガンにありますように、建設国保の育成強化を図り、現行補助水準の確保を進めていくためにも、はがき要請行動や地元国会議員さんへの要請行動をしつかり取り組んでいきます。また、特定健診の受診率を上げ、建設アスベスト被害者の救済にも、支援していきます。

◎二つ目は 昨年より「建設キャリアアップシステム」CCUSが本格的に動き出し、評価され、賃金の底上げをしていくためのシステムです。そのことは、これからの若い世代を育てていくためにも、必要と考えます。また資格取得で個人のスキルを上げることは町場、野丁場を問わず、仕事の巾を広げるとともに処

孔子の言葉にも「理解することは、愛好することの深さに及ばない。愛好することは、楽しむ境地の深さに及ばない」とある。これは「趣味」の極致といつてよいだろう。自分の務めに対しては、この熱い真心が無くてはならないのだと。洪沢栄一は生涯バイブルとした論語の実践をしたからこそ数々の偉業を成し遂げたのだでしょう。

仕事をやる際、単に自分の役割分担を決まりきった形にこなすだけなら、それは俗にいう「お決まり通り」。ただ命令に従って処理するだけにすぎない。ぜひ人はその務めを果たすうえで、いつもこの「趣味」を持つて欲しいと思う。さらに一歩進んで、人として生まれたからには、人としての「趣味」をもつて欲しいと思う。



熊本市市民会館での定期大会の様子

熊本市市民会館での定期大会の様子

この度の全建総連第60回定期大会において、滋賀県建築組合が、拡大表彰を受けました。全国的には組合員数が、加入脱退を一進一退するなか、また当組合もそのような傾向がうかがえるなか、実増率0.7%、年間実増数15人は、本当に喜ばしく、この表彰は、各支部の支部長さんを初めとする組合員皆さんの功績です。しかしながら、私たちの建築業界は他の業界にもまして後継者不足は、より深刻です。また業界内においても働き方改革・外国人労働者の受け入れ・賃金問題・建設キャリアアップシステム（CCUS）など等、取り組みも多様化してきています。そのような時だ

この度の全建総連第60回定期大会において、滋賀県建築組合が、拡大表彰を受けました。全国的には組合員数が、加入脱退を一進一退するなか、また当組合もそのような傾向がうかがえるなか、実増率0.7%、年間実増数15人は、本当に喜ばしく、この表彰は、各支部の支部長さんを初めとする組合員皆さんの功績です。しかしながら、私たちの建築業界は他の業界にもまして後継者不足は、より深刻です。また業界内においても働き方改革・外国人労働者の受け入れ・賃金問題・建設キャリアアップシステム（CCUS）など等、取り組みも多様化してきています。そのような時だ

議員会館では、臨時国会の会期中ということもあり、直接お会いできたのは小寺衆議院議員さんのみでしたが、貴重な時間を割いて戴き、要望書を手渡すことができました。その他の県下の国会議員さんへの事務所も訪ね、秘書の方にお会いし、要望書をお渡ししてまいりました。

【書記長 高村 記】



小寺裕雄衆議院議員に要請書をお渡しする

第60回定期大会

年始にあたり皆様の氣に留めて戴ければ幸いです。本年が、組合員とご家族にとりまして良き年になりますようご祈念申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

『共に頑張りましょう。』

若者に選ばれる建設業を目標に

全建総連は、10月30日から、11月1日にて、熊本市熊本市（熊本市市民会館）を主会場として、第60回定期大会を開催しました。

『年間増勢を力に、賃金・単価を引き上げ、若者に選ばれる建設産業をめざそう』をスローガンに、全国から53県連・組合員 1、453名が参加し

行委員長の挨拶の後、地元熊本県労、木村正執行委員長の歓迎挨拶がありました。

来賓の方々は、熊本県副知事 小野泰輔氏、熊本市副市長 多野春光氏、各政党 党より、自民党 野田毅氏、立憲民主党 枝野幸男氏、国民民主党 増子輝彦氏、公明党 木庭健太郎氏、共産党 大門実紀史氏、社民党 福島みずほ氏、の参加があり、全建総連の活動や運動でも、災害での支援活動、木造仮設住宅の快適環境で早期の建設実績が評価され、また、建設業に対する人材育成や職場環境整備、建設国保の維持などにも、各政党共に評価支援する発言で理解を示していました。

善と連動させ、建設キャリアアップシステムを普及させる必要がある」「福岡高裁アスベスト判決勝利から補償基金設立実現へ」「改憲反対運動の強化を」「焼失した首里城再建への支援を」などの提案が出ました。

【教宣部記 宮田】

令和元年11月27日（水）、全建総連では東京日比谷図書文化館において打合せ会議後、予算要求中央行動を開催しました。38県連、総勢153名の動員となりました。各省庁への要請行動、地元議員要請行動を、滋賀建築でも執行役員（組合長）平塚隆史、（副組合長）富田忠夫、（中央執行委員・書記長 高村勝裕が参加致しました。

地元国会議員要請行動 各省庁への要請行動

からこそ、同じ建築に携わる仲間同士が、手を取り合っていかなければなりません。滋賀建築組合員もワンチームになって、前進しましょう。

【副組合長・組織部長 富田 記】

彦根支部だより

住宅デー開催

彦根建築総合組合では、例年11月初めの連休に合わせて彦根市がイベント行事して行われている「交流都市と彦根



お天気にも恵まれ、にぎわいました



展示品で遊ぶ子どもさん



組合員の作業場で木工品製作

の観光と物産展」に、平成26年（2014年）より参加し今回で6回目となります。
会場は例年、「ひこね市文化プラザ」で行われていたのですが、今回は行事が重なり、南彦根駅前のショッピングモール「ビバシティ」にて、4日間開催されます。各日程に組合員が5〜6人ずつ参加し、青年部員も一緒に活動します。

組合員それぞれ時間の有る時に製作したりして、百数十品ほど毎年作っています。
毎年、開催回数が重なるごとに、お客さんもリピーターの方がおられ、：「去年出したものは有りませんか？」などと聞かれ、少し定着して来たように思います。
やはり、組合単独で住宅デーを行うよりも、お客さんの多いイベントなどに参加して行う方が広報活動も効果があり、また。
組合員がお客さんと話しをすることや、組合員同士のコミュニケーションの場としても、会う機会の少ない中、情報交換やお客さんとの接しながら、仕事をしていく上でも参考になったり、さらに、組合員同士声をかけやすく、人手不足でも助け合って行けるのではないのでしょうか。
【彦根支部 宮田 弘 記】

長浜支部だより

軽減税率制度・適格請求書保存方式

についての勉強会

長浜建築組合では、10月17日（木）、税に対する勉強会を



消費税改正に伴う勉強会の様子

開催致しました。

組合員参加人数31名、講師に、嶋田税理士事務所の嶋田正彦先生をお招きして、約1時間ほど税とインボイス方式についてのお話頂きました。

今回の消費税率の引き上げに際しては、建設産業への影響は大きくなるのでは、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があるかも、そのために契約を交わしてほしい。

インボイス方式についての説明、仕入側の課税事業者が発行する納品書または請求書に記載された税額のみを控除することが出来る方式です。

個人事業者は、奥様の経理事務が多くされており今後事



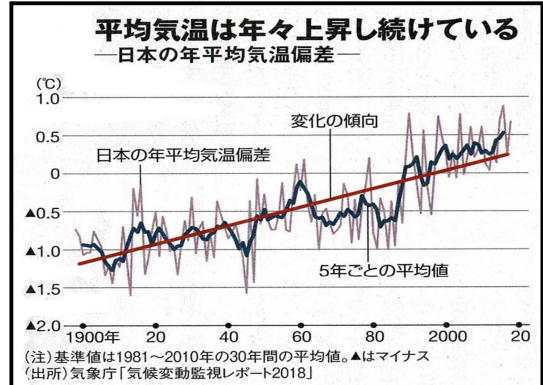
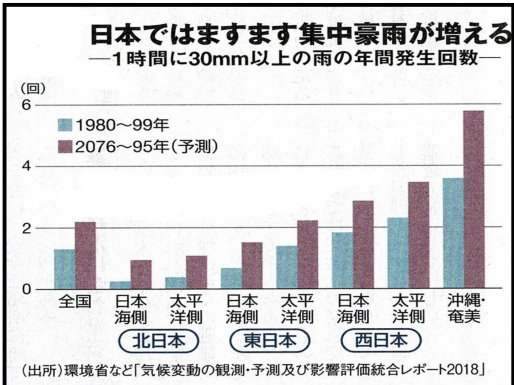
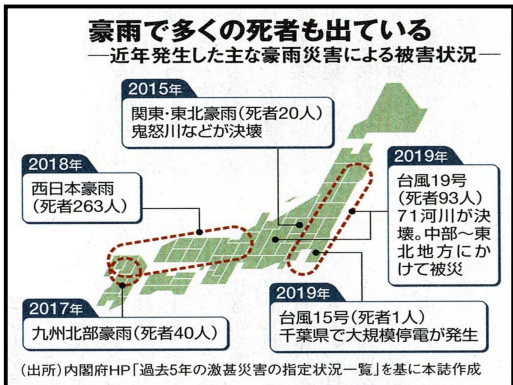
嶋田税理士さんより説明を受ける

以下▼嶋田税理士さんの話

務負担が大きく増える可能性のある制度改正となるため、早期に対策を考えておく必要があるのではないのでしょうか。残り一時間で、税に対する一般質問を行いました。

【長浜支部長 徳田 靖治 記】

『長浜建築組合より、軽減税率制度、及び適格請求書保存方式とのテーマで講習会の依頼を受けました。組合員の中には顧問先も多くおられ、軽減税率制度はあまり関係のない職種かなと思いい、一時間程度資料を基にお話をさせて頂きました。
その後、組合員さんの質問にお答えする中で税に対してかなり勉強されておられる感じがしました。組合員の方からの質問の中で、自分の収入に比べて税の負担額が大きすぎると思うがどうすればいいのですか、公共サービスから受ける受益に比べ負担が大きいのなど、多数のご質問がございました。
今後皆様と共に健全な税の勉強をして行きましよう。』



ききみめも

気候変動

過去の豪雨・台風は過去最強の猛威を振るつた。このことは、気候変動による原因といわれている。左記のデータにあるように、今後同じような災害がもたらされる可能性は否定できない。このままいくと、21世紀の終

道路交通法一部改正

		改正前	改正後
罰則	使用など	5万円以下の罰金	6カ月以下の懲役または10万円
	※交通の危険	3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
反則金	使用など	原付き	5千円
		二輪車	6千円
		普通車	6千円
	交通の危険	原付き	6千円
		二輪車	7千円
		普通車	9千円
違反点数	使用など	1点	3点
	交通の危険	2点	6点

※交通の危険を生じさせて、死傷事故を起こせば即免許停止

「参照データ、週刊東洋経済（新春合併特大号2020/12/28）」
近年、運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加しています。
自動車及び原動機付自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されており、違反した場合には罰則が設けられています。運転中の「ながらスマホ」による交通事故は増加傾向にあります。

「ながら運転厳罰化」

【教宣部 記】

わりごろには20世紀末に比べて最大8度上昇すると予測されている。
私たちの生活が、このことによって大きな影響を受け、命や健康に支障をきたすことも否めない。
私たちは、建築関係に携わる者は、家造りにも、一層の対応を迫られてくると思われる。構造強度、防風、防水性能、断熱等、今後ますます建築基準法も厳しくなってくるのではないだろうか。
CO2による温暖化対策を、国、企業は本腰で取り組んでもらわなければならない。昨年国連環境サミットで16歳のスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーベリさんが若い世代の代表として演説したことは世界の注目の的となった。世間では、賛否両論あったようだが、対局を見れば待った無しである。

一ちらつと画面を見くらいいなら大丈夫」と思うかもしれませんが、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。
こうした中、道路交通法が改正され、令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホ等を使用しなければならぬことは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。
運転中にスマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話をしたり、画面を見たり、操作する、「ながらスマホ」。「スマホを見たり操作したりする」といっても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは大きな間違いです。わずかな時間でも、スマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険があります。

自動車及び原動機付自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されており、違反した場合には罰則が設けられています。運転中の「ながらスマホ」による交通事故は増加傾向にあります。